

2019年度の指導計画

個別指導

情報提供・再指導が増加、高点数は減少か

表1 個別指導、集団的個別指導の計画概要の推移

	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度
	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定
新規指定医療機関	180	167	174	130	172	133	165	132	154
(1) 前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	171		170		170		150		150
(2) 前年度の未実施となった保険医療機関	9		4		2		15		4
個別指導	217	41	218	45	218	41	219	47	218
(1) 情報提供があった医療機関									
①今年度新たに選定される保険医療機関	20		7		7		11		5
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	5		1		4		6		13
合計(①+②)	25		8		11		17		18
(2) 再指導									
①要再指導の保険医療機関									
・今年度新たに選定される保険医療機関	13		27		13		19		26
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	0		0		0		0		0
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0		0		0		0
合計(①+②)	13		27		13		19		26
(3) 高点数保険医療機関									
前々年度に集団的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	179		183		194		183		173
(4) その他：都道府県個別指導が必要な医療機関	0		0		0		0		1
(5) 指導を再開する保険医療機関	0		0		0		0		0
集団的個別指導	436	429	436	433	437	435	438	436	435

2019年度指導計画の概要が開示された。新規個別指導、個別指導や集団的個別指導の選定数や実施の見通しについて解説する（社保研究部）。

個別指導選定は218件

新規開業者を含む個別指導は既に4月から実施されており、合計32日にわたり実施される。実施曜日は全て木曜日で、第1木曜はなるべく避けるように組まれている。集団的個別指導は7月25日に実施される。

今後の予定日

6月20日、7月11日、18日、8月8日、22日、年8月までに開業する医師。

新規個別154件

新規個別指導は、2018年9月から2019年8月までに開業する医師で、未実施分が増えていく。

療機関150件を予定しており、概ね6カ月を経過してから1年以内に実施されている。また、前年度の未実施4件も今年度を実施する予定。

個別指導の内訳

個別指導の選定総件数は218件で、内訳は次のとおりになっている（表1参照）。

情報提供：情報提供による選定は、今年度の選定分5件と、昨年度の未実施分13件を合わせた18件で、未実施分が増えていく。

再指導：再指導は、昨年度の19件から26件に増加した。

指導の優先順位

実施可能なマンパワーをどのように配分するかは、厚労省が指導大綱で定めている（図1）。つまり、情報提供、再指導が上位で優先度が高く、高点数は最劣位に位置づいている。ところが、前述のとおり情報提供は18件、再指導は26件のため、その44件が優先して実施される。

従来の個別指導の実績件数から見ても、高点数個別指導での実施率は極めて低い可能性が高い。

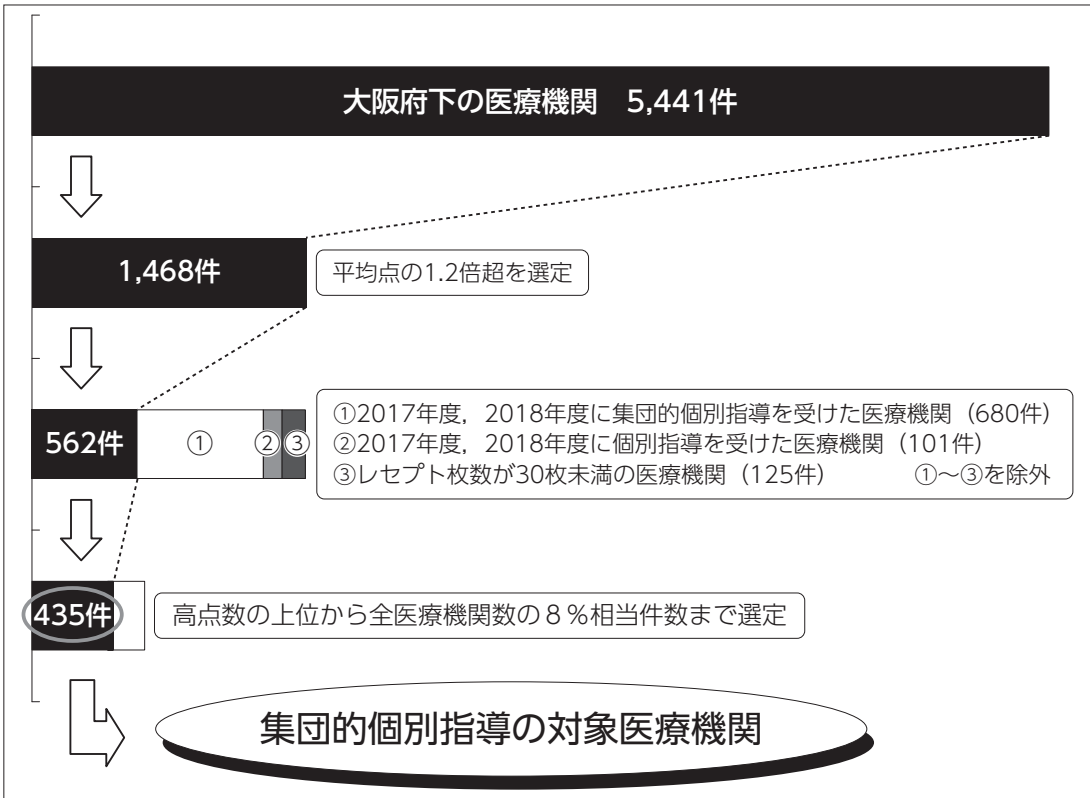
高点数個別は減

情報提供の18件と「再指導」「経過観察」であって未改善のものも、優先的に実施される。そのため、高点数個別指導の比重が小さくなるが予想される。

図1 個別指導の選定基準（新規指定の個別指導を除く）



図2 2019年度集団的個別指導の対象医療機関の選定過程



集団的個別は435件

高点数の医療機関が選定される集団的個別指導は、7月25日に実施される。今年度は、435件が選ばれる。

集団的個別指導は前年のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1.2倍を超え、かつ上位8%の医療機関が対象になる。今年度は、435件が選ばれる。

1.2倍を超える医療機関を抽出する（1468件）。対象レセプトは社保、国保、後期高齢者分だが、何月分かは公表されていない。

8%以下も選定

このように、単純に府下の上位8%が集団的個別指導に呼ばれるわけではない。特に、①前年度、前々年度に集団的個別指導を受けた医療機関②前年度、前々年度に新規個別指導または個別指導を受けた医療機関が除外されるため、単純に考

除外されることになる。その結果、562件が残るが、最終的には全保険医療機関数の8%を超えない取り決めなので、435件が抽出されている。

高点数個別は不合理

そもそも高点数を個別指導の選定理由にする仕組みそのものが不合理である。協会・保団連は、このルールができた1996年以来、是正・廃止するよう求めている。保険診療の質的向上や適正化を求めるのであれば、個別指導への連動とは切り離した上で、6年に一度の保険医療機関の指定講習時に実施するなど、方法はいくつでもある。